

生活保護法指定介護機関のてびき

福山市保健福祉局福祉部生活福祉課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話:(084)928-1066

指定介護機関の皆さまへ

日本国憲法第25条の理念に基づいた生活保護制度は、我が国の社会保障制度において極めて重要な役割を担っています。この制度は、要保護者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用してもなお最低生活の維持が困難な場合に、その不足するところに扶助を行い、最低限度の生活を保障する制度です。

現在、生活保護受給世帯の約半数が高齢者世帯となっており、この制度の運用に当たって、介護扶助の取扱いは大変重要となっています。介護扶助による介護サービスは、医療と同様にその性質上介護サービスそのものを保障することが重要であることから、原則として指定介護機関による現物給付の方法によることとされています。このため、指定介護機関において給付される介護サービスの内容が、事実上被保護者に対する保護の内容を左右することになります。

したがって、介護扶助の実施にあたっては、指定介護機関の皆さまのご理解とご協力が不可欠のものとなります。

指定介護機関の皆さまに介護扶助の取扱いについて参考としていただくために、この冊子を作成いたしました。生活保護制度の中の介護扶助についてご理解いただき、その円滑な実施にご協力をお願いいたします。

福山市保健福祉局福祉部生活福祉課長

目 次

1	生活保護法による介護扶助の概要	1
2	介護扶助の対象者	1
3	要介護認定等	1
4	介護扶助の範囲	1
5	介護扶助の方法	2
6	介護扶助の内容	2
7	介護扶助の決定手続き	2
	(1) 介護扶助の申請	2
	(2) 介護扶助の決定	2
	(3) 本人支払額の決定	3
	(4) 月の中で保護を開始又は廃止した場合の取扱い	3
	(5) 介護券の発行	3
8	居宅介護支援計画等の作成	3
	(1) 被保険者	3
	(2) 被保険者以外の者（無保険者）	4
9	介護扶助の支給範囲について	4
10	介護扶助における他法他施策の優先適用について	5
11	介護扶助の請求について	6
	(1) 介護報酬の請求	6
	(2) 特例により個室へ入所している者の居住費の支払いについて	6
	(3) 無保険者の短期入所にかかる特定入所者介護サービス費相当分の支払い について	6
	(4) 明細書記入上の留意点	6
	(5) 介護報酬の請求の消滅時効	6
	(6) 介護報酬の審査及び支払	7
12	福祉用具購入費・住宅改修費について	8
13	指定介護機関の義務	9
	(1) 介護担当義務	9
	(2) 介護の報酬	9
	(3) 指導等について	9
	(4) 届出について	9
※	指定介護機関介護担当規程	11
※	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規 定による介護の方針及び介護の報酬	12

1 生活保護法による介護扶助の概要

介護扶助は生活保護法による8つの扶助（生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭）のうちの一つで、最低限度の生活を維持することができない人に対し、原則として現物で介護サービスを給付することにより、国民の最低生活保障の最後の拠り所としての役割を果たしています。

2 介護扶助の対象者

介護扶助の対象者は、次の者です。

- (1) 65歳以上の者（第1号被保険者）
- (2) 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）
- (3) 医療保険未加入者のため介護保険の第2号被保険者となれない40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者（以下「無保険者」という。）

介護保険の被保険者と無保険者との関係表

	年齢		医療保険の加入の有無	要介護認定等を受けるための特定疾病の有無
介護保険の被保険者	65歳以上	第1号被保険者	—	×
	40～64歳	第2号被保険者	○	○
被保険者以外の者	40～64歳	無保険者	×	○

3 要介護認定等

要介護認定等の方法は次のとおりです。

- (1) 65歳以上の者（第1号被保険者）
介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けます。
- (2) 40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）
介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けます。
- (3) 無保険者
介護保険制度の被保険者でないため、介護扶助の要否判定の一環として、生活保護制度独自に要介護認定等を受けます。この場合、被保険者との間での統一を図るため、市の設置する介護認定審査会に要介護状態等の審査判定を依頼して行います。

4 介護扶助の範囲（生活保護法第15条の2）

介護扶助は、次に掲げる事項の範囲において行われ、その取扱いは、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によります。

- (1) 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- (2) 福祉用具
- (3) 住宅改修
- (4) 施設介護
- (5) 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- (6) 介護予防福祉用具
- (7) 介護予防住宅改修
- (8) 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- (9) 移送

5 介護扶助の方法（生活保護法第34条の2）

介護扶助の方法は、介護サービスの性質上、サービスそのものを保障することが重要であることから現物給付の方法により行うこととしています。

6 介護扶助の内容

介護扶助の内容は、基本的に介護保険の保険給付の対象となるサービスと同内容です。ただし、一部最低限度の生活にふさわしくないもの（特別な居室、療養室、病室の提供）は介護扶助の対象となりません。

なお、介護保険料及び介護施設入所者基本生活費については、生活扶助により対応します。

7 介護扶助の決定手続き

要保護者の介護扶助の申請から介護券発行までの一般的な事務手続は、次のとおりです。

(1) 介護扶助の申請

介護扶助を受けたい要保護者は、福山市福祉事務所長に対して保護（開始・変更）申請書及び同意書の提出をします。

居宅介護等を利用する場合には、居宅介護支援計画等の写しが必要になります。

(2) 介護扶助の決定

福祉事務所は、提出された申請書等を検討し、次の点を確認のうえ要否判定を行い、介護扶助の決定を行います。

ア 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度基準額等の範囲内であること。したがって、区分支給限度基準額等の範囲を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用ができません。また、認定結果前のサービスの暫定利用はできません。

イ 介護扶助の適用年月日は、原則として保護（開始・変更）申請書が提出された日以降の介護扶助を適用する必要があると認められた日とします。

ウ 介護扶助に優先して活用することのできる他法他施策がある場合には、これらを介護扶助に優先して活用します。

(3) 本人支払額の決定

実施する保護の程度の決定の結果、自己負担が生じることがあります。この場合、介護券の本人支払額の欄に金額（暫定額）が記載されます。また、翌月5日頃に本人支払額（確定額）を記載した通知を指定介護機関に発送しますので、被保護者本人からその額を受領してください。

(4) 月の途中で保護を開始又は廃止した場合の取扱い

ア 介護の報酬が1日又は1回単位とされているサービス

保護適用期間中のみ介護扶助が決定されます。介護券の有効期間にご注意ください。

イ 介護期間が月単位とされているサービス（福祉用具貸与等）

開始日からその月の末日まで又は廃止月の初日から廃止日までの日数に応じて日割りにより介護扶助が決定されます。

ウ 居宅介護支援計画等作成に係る居宅介護サービス計画費等（無保険者に限る。）日割りは行われません。

(5) 介護券の発行

介護扶助が決定されると介護扶助で支給する介護報酬の請求に必要な介護券を直接指定介護機関へ発行します。

8 居宅介護支援計画等の作成

居宅介護等に係る介護扶助の申請は、居宅介護支援計画等の写しを添付して行われます。

この居宅介護支援計画等は、原則として生活保護法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者等（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が作成した介護保険法に規定する居宅サービス計画等でなければなりません。

なお、居宅療養管理指導については、必ずしも居宅介護支援計画等に記載されるものではありませんが、介護扶助の決定のため、なるべく居宅介護支援計画等に反映するようお願いします。

(1) 被保険者

ア 居宅介護支援計画等の作成を行っていない要保護者が介護扶助を申請する場合には、要保護者に指定居宅介護支援事業者等を選択させ計画作成を依頼するよう助言します。

イ 介護扶助の申請は、要保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則ですが、要保護者が希望する場合及び要保護者からの提出を待つては保護の迅

速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、直接指定居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の写しを提出することもできます。

ウ 居宅介護サービス計画費等は、全額保険給付となります。

(2) 被保険者以外の者（無保険者）

ア 被保険者以外の要保護者が介護扶助を申請する場合には、要保護者に指定居宅介護支援事業者等を選択させ、当該指定居宅介護支援事業者等に、介護券を発行し、居宅介護支援計画等の作成を委託します。

イ 居宅介護支援計画等の作成委託に係る報酬の審査支払いは、介護保険の居宅介護サービス計画費等の保険給付の例により、広島県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ委託して行います。

9 介護扶助の支給範囲について

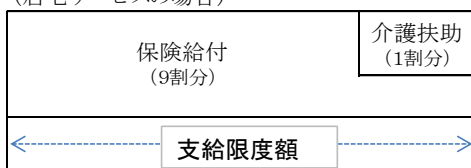
介護扶助の指定介護機関への委託期間は、要介護認定等の有効期間の範囲です。

要介護認定等の期間経過後も引き続き介護扶助を受ける場合には、介護保険の被保険者である被保護者にあつては、介護保険法の規定に基づく要介護認定の更新等の手続きが、介護保険の被保険者以外の被保護者（無保険者）にあつては、介護保険制度に準じた要介護状態区分の更新等の手続きが必要となります。

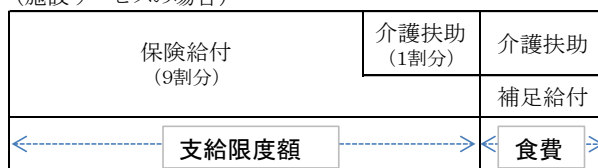
参考

被保険者の場合

(居宅サービスの場合)



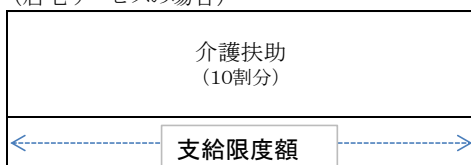
(施設サービスの場合)



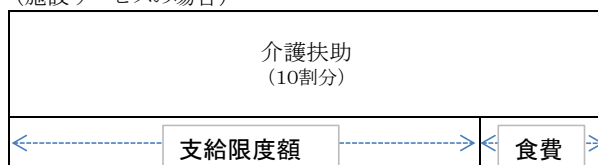
※日常生活に必要な費用及び保険料が必要な者については生活扶助により給付

被保険者以外の者（無保険者）の場合

(居宅サービスの場合)



(施設サービスの場合)



※障害者総合支援法に基づく介護給付費等、他に活用可能な他法他施策がある場合には、その他法他施策を優先して活用し、不足分について介護扶助を適用

※日常生活に必要な費用等については被保険者の場合と同様

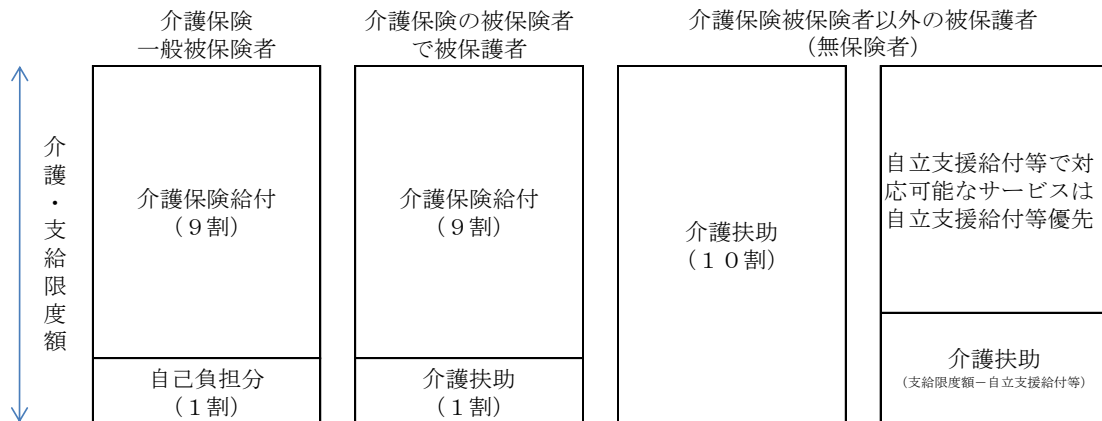
○被保護者に係る食費及び居住費の負担について

資格種別	サービス種類		費用の負担方法		
	食費・居住費等の区分	居室の種類	負担限度額	基準費用額と負担限度額の差	
第12号被保険者	施設サービス	食費	—	介護扶助	介護保険 (特定入所者介護サービス費)
		居住費	多床室	—	
			従来型個室	※原則多床室入所	
			ユニット型準個室		
	短期入所サービス	食費	—	利用者負担	
		滞在費	多床室	—	
			従来型個室	利用者負担	
			ユニット型準個室		
	通所サービス	食費	—	全額利用者負担(補足給付なし)	
	無保険者	施設サービス	食費	—	
居住費			多床室	—	
			従来型個室	※原則多床室入所	
			ユニット型準個室		
短期入所サービス		食費	—	利用者負担	
		滞在費	多床室	—	
			従来型個室	利用者負担	
			ユニット型準個室		
通所サービス		食費	—	全額利用者負担(補足給付なし)	

※個室利用について…社会福祉法人等利用者負担軽減等により個人負担が発生しない場合は利用可

10 介護扶助における他法他施策の優先適用について

介護保険の被保険者以外の被保護者（無保険者）については、生活保護の補足性の原理に基づき、他法他施策で対応可能であれば、介護扶助よりも優先します。



- ・介護保険の被保険者である被保護者
介護保険給付が自立支援給付等に優先し、介護保険が利用可能な場合には自立支援給付は行われない。
- ・介護保険の被保険者以外の被保護者(無保険者)
他法優先により、自立支援給付等が介護扶助に優先。介護扶助の支給限度額から障がい者施策により給付されるサービスの給付額を控除した額を上限として介護扶助の利用が可能。

1 1 介護扶助の請求について

(1) 介護報酬の請求

指定介護機関が、介護報酬を請求する際は、所定の介護給付費明細書に請求内容を記載し、国保連へ提出してください。

(2) 特例により個室へ入所している者の居住費の支払いについて

特例により個室へ入所している者の居住費については福祉事務所払いとなるため、福祉事務所から請求書を送付しますので提出してください。

(3) 無保険者の短期入所にかかる特定入所者介護サービス費相当分の支払いについて

無保険者の短期入所にかかる滞在費・食費の特定入所者介護サービス費相当分の請求については福祉事務所払いとなるため、福祉事務所から請求書を送付しますので提出してください。

(4) 明細書記入上の留意点

ア 有効な介護券の確認

該当月、有効期間等介護券としての基本的事項を確認してください。不明な点がありましたら、福祉事務所へ照会してください。

イ 本人支払額の欄の確認

「本人支払額」欄を確認し、金額（暫定額）の記入がある場合は、翌月5日頃に発送される本人支払額（通知）にて確定額を確認し、その額を利用者（被保護者本人）から直接受け取ってください。

ウ 介護券から介護給付費明細書への正確な転記

国保連及び福祉事務所における審査支払い並びに介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧との照合が円滑に行われるよう、介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。

介護券の受給者番号に固定番号を使用していますが、世帯内容等の変更が生じた場合、受給者番号が変更となる場合がありますので、受給者番号の確認は必ず行ってください。

エ 不要介護券の処理方法

送付された介護券等で不要なものについては、福祉事務所へ返送してください。連名で一部の人のみ不要な場合は、その旨連絡してください。

オ 介護券の保管及び処分

福祉事務所において、介護給付費公費受給者別一覧を点検する際に、指定介護機関に対して、介護券を交付したものについての請求であるか否かの確認が必要となりますので、指定介護機関は、介護給付費の請求月から5年間は保管し、その後は指定介護機関の責任のもとで処分してください。

(5) 介護報酬の請求の消滅時効

ア 介護報酬の請求にかかる消滅時効

介護扶助に係る介護報酬（被保険者の場合は1割分、無保険者は10割分）の請

求の消滅時効は、当該債権が指定介護機関の地方公共団体に対する金銭債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

なお、保険給付分（介護報酬の9割分）については、介護保険法第200条第1項の規定により2年となりますので注意してください。

保険給付と介護扶助の時効の関係

被保険者	給付割合	9割（保険給付）	1割（介護扶助）
	時効	2年	5年
被保険者以外	給付割合	10割（介護扶助）	
	時効	5年	

イ 介護報酬に係る消滅時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌々々の1日が、時効の起算日となります。

参考例

サービス提供月	被保険者		被保険者でない者
	保険給付分 （9割）	介護扶助分 （1割）	介護扶助分 （10割）
令和2年9月分	令和4年11 月末時効	令和7年11 月末時効	令和7年11 月末時効

（6）介護報酬の審査及び支払

介護報酬の審査及び支払は国保連に委託しています。

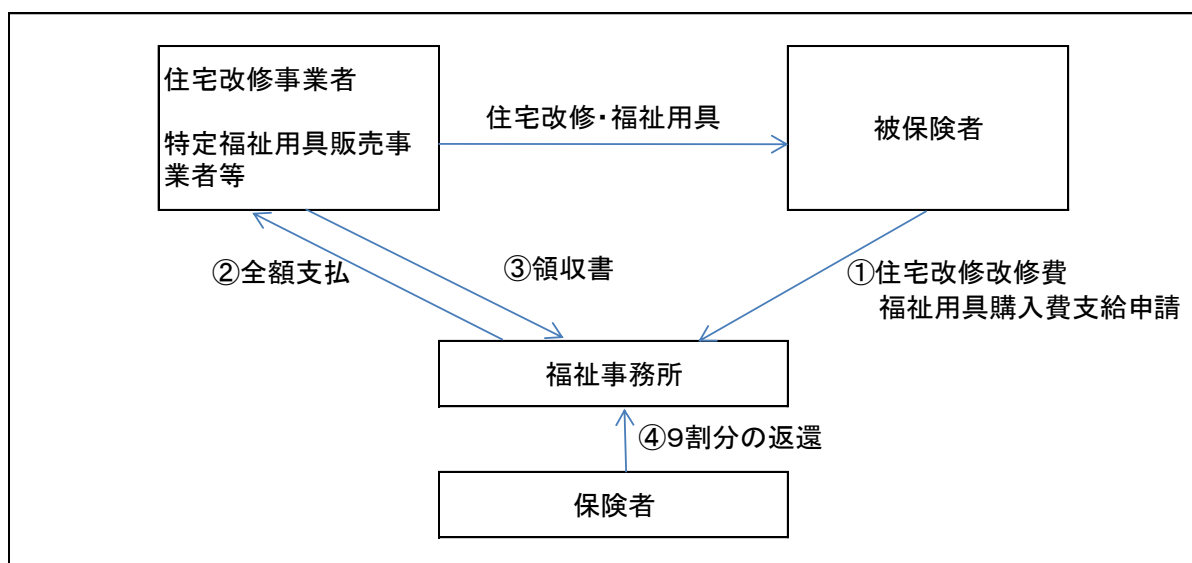
指定介護機関からの請求内容について、福祉事務所の点検により、本人負担金額相違、公費受給者番号相違、介護券未発券請求等の請求誤りを発見した場合、福祉事務所において過誤申立てをさせていただきますので、ご注意ください。

1 2 福祉用具購入費・住宅改修費について

福祉用具の費用及び住宅改修の程度は、介護保険法の例により支給限度額の範囲内の必要最小限の額を給付します。その方法は、被保護者からの申請書等に基づき、福祉事務所から特定福祉用具販売事業者等及び住宅改修事業者に全額支払います。その後、福祉事務所が保険者との間で9割分の返還の手続きを行います。

なお、無保険者については、障がい者施策等を活用できない場合に限り、介護扶助の対象になりますのでご注意ください。

金銭給付の方法



1 3 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、実施機関等に代わって直接被保護者に介護の給付を行うことになりますが、生活保護法による指定介護機関の義務等には次のような事項があります。

(1) 介護担当義務

ア 実施機関の長から委任を受けた利用者について、懇切丁寧にその介護を担当しなければなりません。(生活保護法第50条)

イ 指定介護機関介護担当規程(平成12年3月31日厚生省告示第191号)に従わなければいけません。

ウ 生活保護法による介護の方針(原則的には介護保険の例による)によって介護を担当しなければいけません。(生活保護法第52条)

(2) 介護の報酬

ア 被保護者について行った介護に係る介護の報酬は、原則的には介護保険の例により算定し、請求してください。(生活保護法第52条及び同法施行規則第18条)

イ 市は、介護サービス内容及び介護の報酬の請求を随時審査し、介護の報酬の額を決定することができます。(生活保護法第53条)

(3) 指導等について

ア 指定介護機関は、被保険者の介護について市の行う指導に従わなければいけません。(生活保護法第50条第2項)

イ 介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否に関して厚生労働大臣又は市から所要事項の報告を命ぜられたときは、これに従わなければなりません。
(生活保護法第54条)

ウ 厚生労働大臣又は市は、当該官吏員に指定介護機関に対して実地に、その設備や介護記録その他の帳簿書類を検査させることができます。(生活保護法第54条)

(4) 届出について

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、次のような事項が生じたときは、当該介護機関の所在地を所管する実施機関に届出てください。

※2014年(平成26年)7月1日以降に介護保険法又は健康保険法の規定による指定又は許可があった事業所については、指定を受けたものとみなされる。

※2014年(平成26年)7月1日より前に開設し、生活保護法の指定を受けていない介護機関が新規に生活保護指定のみ受ける場合は申請が必要。

【指定申請と届出事項】

2026年（令和8年）4月1日より、介護保険法の届出が生活保護法の届出とみなされるため、福祉事務所への変更等の届出が不要となりました。

届出の種類	届出等を要する事由	提出書類
指定申請	平成26年7月より前に介護保険法による指定を受け、生活保護法による指定を受けていない場合、または、介護保険法による指定日が平成26年7月以降で生活保護法のみなし指定を不要としたり、指定辞退廃止又は取消しになったものの、あらためて生活保護法による指定を希望する場合 ☆平成26年7月以降新たに介護保険法による指定を受けた場合…みなし指定のため申請不要	指定申請書 誓約書 指定通知書（写）
変更	事業者番号の変更を伴わない次の変更があった場合 ・指定介護機関の名称、所在地、住居表示の変更 ・法人の名称、代表者、主たる事務所の所在地、住居表示の変更 ・管理者の氏名、住所、生年月日の変更 ※令和8年4月1日以降は届出不要	変更届書
休止	指定介護機関を休止した場合 ※令和8年4月1日以降は届出不要	休止届書
再開	休止していた指定介護機関が再開した場合 ※令和8年4月1日以降は届出不要	再開届書
廃止	指定介護機関を廃止した場合 ※令和8年4月1日以降は届出不要	廃止届書
辞退	介護保険又は健康保険の指定は継続し、生活保護法の指定を辞退する場合	辞退届書

- ・上記の申請書等は、郵送または来庁により提出してください。
- ・各様式は、福山市HP（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>）の担当部署：生活福祉課に掲載しています。

指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144条)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
最終改正：平成30年 厚生労働省告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

【連絡先】

〒720-8501 福山市東桜町3番5号
福山市保健福祉局福祉部

生活福祉課 電話 (084) 928-1066

〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号
福山市松永支所

松永保健福祉課 電話 (084) 930-0409

〒720-1132 福山市駅家町大字倉光37番地1
福山市北部支所

北部保健福祉課 電話 (084) 976-8812

〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号
福山市東部支所

東部保健福祉課 電話 (084) 940-2577

〒720-2123 福山市神辺町大字川北1151番地1
福山市神辺支所

神辺保健福祉課 電話 (084) 962-5004